

平成22年9月

総務局総務部給与課

千葉市職員の子育て支援計画(第1期特定事業主行動計画)実施結果報告

千葉市は、平成17年3月に、市職員を雇用する事業主(特定事業主)としての立場から、本市職員が、仕事と家庭を両立しながら、父親として母親として子育てしていくことができるよう、職場を挙げて支援していくために、「千葉市職員の子育て支援計画(第1期)」を策定しました。

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の計画期間を終えましたので、主な実施結果を報告します。

1 制度の周知

(1) 庁内ネットワークなどによる子育て支援に係る制度の周知

平成18年9月から、庁内ネットワークに、「千葉市職員の子育て支援」のホームページを開設し、「子どもの年齢別の制度・給与・給付金一覧」を作成するなど、各種制度の周知を図りました。

(2) 育児休業期間中の職員への子育て支援に係る情報手段の確立

平成18年9月から、育児休業期間中の職員が自宅にいながら、子育て支援に係る制度や福利厚生などの情報を取得したり、各種申請書をダウンロードすることが可能となるよう、情報提供システムを稼働しました。

2 休暇制度の拡充

(1) 父親の出産休暇(エンゼル休暇)の拡充

平成17年4月から、男性職員が、妻の入院などの日から出産後2週間以内において、取得できる父親の出産休暇を3日から5日に拡充しました。

(2) 妻の産前産後の期間における育児のための休暇制度の導入

平成17年4月から、男性職員が育児のため、妻の分べんの予定日以前8週目(多胎妊娠の場合にあっては14週目)に当たる日から分べんの日以後8週間目に当たる日までの期間内において、5日の特別休暇を導入しました。

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
取得人数	21人	11人	16人	22人	25人

3 育児休業等を取得しやすい環境の整備

(1) 育児休業経験者の体験談の掲載や子育てに関する意見交換の手段の確立

平成18年9月から、職員の育児不安を払拭するため、庁内ネットワークに、子育てに関して誰でも書き込める「子育て支援フォーラム（育児サロン）ページ」を設置しました。

(2) 職員の流動配置等による代替要員の確保

育児休業期間中の職員の業務を遂行することが困難なときは、局区内の人員の流動配置を行うほか、非常勤職員の待遇改善等を行い、代替要員の確保を図りました。

4 男性職員の育児休業取得の促進

(1) 3歳未満の子どもを養育する男性職員を対象とした「男性職員育児タッグプラン」の実施と表彰

子育てをする男性職員が休暇などを利用して積極的に育児に関われるように、子どもの健診日やお祝い事などをカレンダーにして、職場や同僚が支援する「男性職員育児タッグプラン」のモデルケースを平成18年9月に、庁内ネットワークに掲示しました。なお、職員や職場の表彰については、実施には至りませんでした。

(2) 男性職員の育児休業取得

新たに育児休業の取得が可能となった男性職員の取得率

(子どもが出生した当該年度内における、男性職員の育児休業取得率)

ア 計画目標 平成15年度 0% → 平成21年度 10%

イ 実績 平成21年度 0%

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
対象者数	82人	100人	140人	124人	132人
取得率(人)	0%(0人)	0%(0人)	1.4%(2人)	0%(0人)	0%(0人)

(参考) 3歳未満の子どもを養育するために、育児休業を取得した男性職員数の推移

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
取得人数	1人	0人	2人	1人	3人

5 託児施設の開設に向けた検討

子どもの急な病気や緊急の用務のための時間外勤務の際に、子どもを預かる託児施設の設置について、庁内に検討組織を設置し検討会の開催や育児休業期間中の職員にアンケートを実施するなど、託児施設の開設に向けた検討を行いました。なお、開設の結論には至りませんでした。

6 年次有給休暇などの取得促進

平成18年9月から、職員が仕事と家庭を両立しながら子育てしていくことができるよう、また、地域における子育て支援に関する活動に参加できるよう、所属ごとの4半期を目安とした業務処理計画表と所属職員の休暇取得予定表の雛型を所属で活用してもらうため、庁内ネットワークに掲示し、年次有給休暇の取得促進に努めました。

(1) 年次有給休暇の取得単位の変更

平成21年4月から、年次有給休暇の取得単位を半日から時間単位で取得できる制度に変更して休暇の取得を促進しました。

ア 年次有給休暇の平均取得日数

(ア) 計画目標 平成15年 13日 → 平成21年度 16日以上

(イ) 実績 平成21年度 13.4日

年 度	17年	18年	19年度	20年度	21年度
平均取得日数	13.4日	13.9日	16.0日	15.7日	13.4日

(注) 年次有給休暇は、平成19年度に暦年付与から年度付与に変更されています。

(2) 子どもの看護休暇の対象年齢の引き上げ・取得日数の拡充

平成17年4月から、子どもの看護休暇の対象年齢を就学前から小学校3年生までに引き上げました。また、平成21年4月から、看護休暇の対象となる子どもが2人以上いる場合は、取得日数を5日から7日に拡充しました。(1人の場合は5日)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
取得人数	149人	149人	101人	147人	184人 ※

※ 7日94人、5日90人

7 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減による家族と過ごす時間の増加

(1) 管理職員の時間外勤務縮減の意識啓発の推進

平成17年7月から、新たな時間外勤務等縮減対策「健康と子育てにやさしい時間外勤務等縮減対策」を策定し実施し、時間外勤務を命令する所属長及び係長などが、自己チェックシート等により、所属職員と自らの時間外勤務の縮減に向けての意識啓発を図りました。

(2) 全庁定時退庁日の注意喚起の強化、所属ごとの定時退庁日や強化月間の設定

平成17年7月から、全庁定時退庁日には、庁内放送により注意喚起し、原則毎月第1・第3水

曜日の18時に全庁消灯を行い、所属単位では任意に定時退庁強化月間や週を設定し、全庁定時退庁日と同様に、定時退庁・消灯を実行しました。

また、時間外勤務の多い職員には、産業医による面談を行うなど、過重労働による健康障害の防止対策を強化しました。

(3) 計画的・効率的な事務の執行

平成18年9月から、業務の計画的推進及び時間外勤務の縮減を図ることを目的に、四半期を目安とした業務処理計画表（雛型）を作成し、所属で活用してもらうため、庁内ネットワークに掲示しました。

1月あたりの平均時間外勤務数

年 度	16年度（参考）	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
時間数	13.3時間	13.1 時間	13.2 時間	13.7 時間	13.4 時間	14.3 時間

8 子育てのバリアフリー化の推進

各区役所・本庁において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ、おむつを交換するためのベビーシート、ベビーベット等の設置を逐次実施しました。

9 子どもや子育てに関する地域貢献活動

平成18年4月から、千葉市政出前講座を通し、職員が子育てに関する専門分野を活かした指導及び特別授業を実施しました。

参考

千葉市政出前講座は、市民のみなさんの市政に対する理解を深め、参加と協働によるまちづくりの推進を図るために行っており、0歳から小学校に通う子どもを養育する父母の方を対象とする講座など、子ども・教育のほか、環境や暮らしについての講座も行っています。